

報告書の概要

1. 「当該事実の確認の結果」

平成 19 年 9 月 10 日～12 日の中部近畿産業保安監督部による立入検査において、水窪発電所有本取水設備非常用予備発電装置設置工事が電気事業法第 48 条第 2 項で定められた期間（同条第 1 項に基づく届出が受理されてから 30 日間）を経過する前に着手されていた事実が判明いたしました。

工事記録等を調査した結果、同条第 1 項に基づく届出の受理日が平成 11 年 1 月 13 日、工事の着手日が同年 2 月 2 日（届出受理後 20 日）であったことを確認いたしました。

2. 「当該事案が発生した原因及び再発防止対策」

【原因】

- (1) 電気事業法第 48 条第 2 項を認識しながらも、届出受理をもって同届出書記載の工程（2 月 2 日着工）通り着工可能と認識したこと
- (2) 届出手続の実施箇所（中部支社、当時）において工事実施箇所（佐久間電力所）との確認を十分に行わなかったこと
- (3) 社内に 30 日を経過する日以前の着工について、チェックする仕組みがなかったこと
- (4) 届出書類に不備があり受理までに想定以上の日数を要したこと

【再発防止対策】

以上の原因を踏まえ、次の通り、再発防止対策を徹底してまいります。

(1) 電気事業法に関する教育体制の整備

関係会社を含めた従業員の電気事業法に関する知識と理解の向上を図るため、社内の研修教育プログラムに電気事業法についての講義、講演を織込む等教育体制を整備いたします。また、社内の諸会議における議題にコンプライアンス問題を積極的に取り込み従業員の意識向上に努めます。

(2) 事前調整（協議）の実施

届出手続実施箇所と工事実施箇所において許認可手続に係る事前調整を行い情報の共有化を徹底するとともに、電気事業法に係る全ての工事の許認可・届出の要否・内容について、管轄産業保安監督部への事前調整（協議）を行います。

(3) 申請業務のチェック体制の整備

既に実施している再発防止対策（①複数部署によるチェック体制の構築、②届出手続実施箇所と工事実施箇所との連絡の社内ルール化、③組織横断的チェック体制の確立、④許認可経歴台帳の整備）に加え、電気事業法第 48 条第 2 項に定める 30 日間の経過をチェックするプロセスを業務フローに追加し、ダム水路主任技術者または電気主任技術者補佐がその確認を行うこととします。

(4) 定期的なフォローアップ

これらの再発防止対策が有効に機能していることを確認するため、今年度以降、定期的に内部監査、自己監査を行います。

以上